

○議事日程

令和4年12月21日（水） 第5日

- | | | |
|----|----------------|---|
| 第1 | 会議録署名議員の指名について | |
| 第2 | 議案第42号 | 岐南町手数料条例の一部を改正する条例について |
| 第3 | 議案第43号 | 岐南町重度心身障がい者福祉手当条例を廃止する条例について |
| 第4 | 議案第44号 | 岐南町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第5 | 議案第45号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 第6 | 議案第46号 | 岐南町南町民センターの指定管理者の指定について |
| 第7 | 陳第1号 | 北小学校グラウンドに関する陳情について |



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



○出席議員

10名	
1番	長谷川 淳 君
2番	村山 博司 君
3番	松本 暁大 君
4番	三宅 祐司 君
5番	後藤 友紀 君
6番	松原 浩二 君
7番	櫻井 明 君
8番	渡邊 憲司 君
9番	木下 美津子 君
10番	岩田 晴義 君



○欠席議員

なし



○説明のため出席した者の職氏名

町	長	小島 英雄 君
副	町	長 傍島 敬隆 君

教	育	長	野	原	弘	康	君			
会	計	管	理	者	井	上	哲	也	君	
総	務	部	長	小	関	久	志	君		
総	合	政	策	部	長	三	輪	学	君	
福	祉	部	長	中	村	宏	泰	君		
土	木	部	長	安	田	悟	君			
住	民	部	長	堀	場	康	伸	君		
総	務	課	長	記	野	雅	之	君		
財	政	課	長	服	部	貴	司	君		
総	合	政	策	課	長	撰	田	真	広	君



○職務のため出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	岩	田	恵	司
書					記	朝	倉	修	一



開議

午前10時7分 開議

○議長（後藤友紀君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。



第1 会議録署名議員の指名について

○議長（後藤友紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において10番
岩田晴義議員、1番 長谷川 淳議員の両名を指名します。



総務住民常任委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたから、会議規則第72条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第42号	岐南町手数料条例の一部を改正する条例について	原案のとおり可決すべきもの
議案第44号	岐南町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について	原案のとおり可決すべきもの
議案第45号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	原案のとおり可決すべきもの
議案第46号	岐南町南町民センターの指定管理者の指定について	原案のとおり可決すべきもの
陳第1号	北小学校グラウンドに関する陳情について	陳情を不採択すべきもの

令和4年12月21日

総務住民常任委員会委員長 三宅祐司

岐南町議会議長 後藤友紀様



福祉土木常任委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたから、会議規則第72条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第43号	岐南町重度心身障がい者福祉手当条例を廃止する条例について	原案のとおり可決すべきもの

令和4年12月21日

福祉土木常任委員会委員長 木下美津子

岐南町議会議長 後藤友紀様



第2 議案第42号から第7 陳第1号

○議長（後藤友紀君） 次に、日程第2、議案第42号から日程第7、陳第1号までの6案件を一括して議題とします。この6案件について、各常任委員会における審査の報告を求めます。

最初に、総務住民常任委員会委員長 三宅祐司議員。

○総務住民常任委員会委員長（三宅祐司君） それでは、第4回定例会総務住民常任委員会委員長報告を申し上げます。

今期定例会におきまして、総務住民常任委員会に付託されました案件につきましては、去る12月の8日、委員全員と町長以下関係理事者及び陳情者等関係者の出席を得まして委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の主な内容を含めまして、その結果をご報告申し上げます。

最初に、陳第1号 北小学校グラウンドに関する陳情についてを議題とし、審査に入りました。

初めに、陳情者及び北小学校長の見解をお伺いしました。続きまして、質疑に入りました。委員から、学校長へ学校としての行事に支障を来すかとの問いに、学校長から児童数に対して運動場が広い学校であり、支障はありませんとの答弁がありました。

次に、設置当時と状況も変わっているので、スプリンクラーの必要性を考えるべきではないかとの問いに、理事者側から、熱中症とか問題に対して散水することも含めて、どのようにするのがよいかを長い目で考えていきますとの答弁がありました。

次に、委員から、過去を含めて他の団体からの要望等はあるのかとの問いに、理事者側から、スプリンクラー、草、水たまりのいずれにおきましても要望はありませんとの答弁がありました。

ここまでの要点以外にも幾つかの意見がございましたので、その他審査の内容をご報告申し上げます。委員、学校長の説明で、今年度は異常気象により例年に比べて比較にならないぐらい草が茂ったこと、コロナにより例年の環境整備活動、PTA青少年育成等の草刈りというのを中止せざるを得なかったこと、学校にある草刈り機の故障、これは1台は12月の7日に修理完了ということを知っております。こちらの3点や、陳情者の水がたまりやすいところを直してほしいということにつきましては、理事者側から、砂を入れるなどの対応をしたい。そして、学校長から、用務員の環境整備に取れる時間が少なかったため、見直しをし時間が取れるよう考えていますというように、以上のご意見、それと質疑の後、採決したところ、不採択多数で不採択と決定いたしました。

続きまして、次に議案第42号 岐南町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とし、審査に入りました。

委員から、法令とはどのような法令を想定しているのかとの問いに、理事者側から、基本的には受け取った手数料を返還する事例はないと考えておりますが、どの法令ということではなく、錯誤等による事例を想定していますとの答弁がありました。

次に、委員から、初期費用とランニングコストはどれくらいかとの問いに、理事者側から、初期費用とランニングコストにつきましては、初期費用がランケーブルの延長、自動釣銭機を含めて141万1,000円、ランニングコストは月額2万5,850円の予算となっていますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第44号 岐南町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、審査に入りました。

委員から、正職員が会計年度職員として65歳以後働くことは可能なのかとの問いに、理事者側から、65歳以降につきましても、会計年度職員として雇用されれば働くことは可能ですとの答弁がありました。

次に、委員から、導入後のトータルの人件費の増減について試算をされているのかとの問いに、理事者側から、目安になりますが、部長職の方がこれまでどおりの再任用制度において60歳以上も働いた場合と管理職定年によって給料が3割減になった場合を比較すると、管理職定年のほうが100万円ぐらい給料、手当を合計して高くなる試算をしておりますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第45号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とし、審査に入りました。

質疑はありませんでした。

採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

最後に、議案第46号 岐南町南町民センターの指定管理者の指定についてを議題とし、審査に入りました。

委員から、クリーンローズはどんな団体なのかとの問いに、理事者側から、二番地自治会の住民有志で組織された、地域の環境美化や各種施設でのボランティア活動を行う団体ですとの答弁がありました。

次に、委員から、管理の継続ができなくなったときの対応はとの問いに、理事者側から、指定候補者の選定では、物的・人的両面から安定した管理、運営を行える団体であると認めました。しかしながら、団体も高齢化しているため、指定期間を3年間といたしましたとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（後藤友紀君） 続いて、福祉土木常任委員会委員長 木下美津子議員。

○福祉土木常任委員会委員長（木下美津子君）

今期定例会におきまして、福祉土木常任委員会に審査を付託されました議案につきましては、去る12月9日、委員全員と町長以下関係理事者の出席を得まして委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたので、審査の主な内容を含めまして、その結果をご報告申し上げます。

議案第43号 岐南町重度心身障がい者福祉手当条例を廃止する条例についてを議題とし、質疑に入りました。

委員から、廃止しようとする重度心身障がい者福祉手当条例とは、もらってみえ

る人はダブルでもらっているが、その分を削るということでよいのかとの問いに、理事者側から、今回廃止させていただくのは、国・県の制度に加え、町独自で所得制限なしで給付を行ってきた本制度そのものを廃止するものでございますとの答弁がありました。

また、委員から、今回のタイミングでの廃止に至った明確な要因は何かとの問いに、理事者側から、岐阜圏域の市町の多くは廃止されておりますが、廃止のタイミングについてはそれぞれ町独自の判断であります。本事業が開始された50年前とでは福祉的課題が変わり、福祉全体の予算の配分バランス、障害福祉以外の福祉分野との公平性を考えたとき、できる限り早期に対策すべきであると判断いたしました。やはり今やるべきではないかという決断でございますとの答弁がありました。

また、委員から、廃止された後、手当を受給している方にどのような影響があるのかとの問いに、理事者側から、現行の障害者サービスや国・県の障害者手当等は引き続き受給でき、また本制度による受給者が一定の高所得世帯であることから、総じて影響はないと判断しておりますとの答弁がありました。

また、委員から、この福祉手当の近年の予算の推移がどれくらいであったか、これが廃止されたことによりまして、その財源というものがどのように使われるのかとの問いに、理事者側から、まずこの予算の推移でございますが、令和元年度122万1,000円、令和2年度116万4,000円、令和3年度102万6,000円、令和4年度104万4,000円でございます。支給されなくなった財源を何に活用されるかという問いに、昨今の重要な福祉課題の解決や来年度以降の新規事業など、民生費の中で配分するのが望ましいと考えておりますとの答弁がありました。

また、委員から、支給されていた方に対する窓口等での対応はとの問いに、理事者側から、今まで支給されていたものが廃止により支給されなくなったため、しっかりと説明責任を果たし、丁寧な対応に努めますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（後藤友紀君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時23分 再開

○議長（後藤友紀君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

最初に、議案第42号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

○議長（後藤友紀君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

(討 論 な し)

○議長（後藤友紀君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第42号について、委員長報告は原案を可決とするもの
あります。

議案第42号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

○議長（後藤友紀君） 起立全員であります。よって、議案第42号 岐南町手数料条例
の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませ
んか。

(質 疑 な し)

○議長（後藤友紀君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

(討 論 な し)

○議長（後藤友紀君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第43号について、委員長報告は原案を可決とするもの
あります。

議案第43号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

○議長（後藤友紀君） 起立全員であります。よって、議案第43号 岐南町重度心身障
がい者福祉手当条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませ
んか。

(質 疑 な し)

○議長（後藤友紀君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

(討 論 な し)

○議長（後藤友紀君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第44号について、委員長報告は原案を可決とするもの
あります。

議案第44号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(後藤友紀君) 起立全員であります。よって、議案第44号 岐南町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

○議長(後藤友紀君) 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

○議長(後藤友紀君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第45号について、委員長報告は原案を可決とするものがあります。

議案第45号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(後藤友紀君) 起立全員であります。よって、議案第45号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

○議長(後藤友紀君) 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

○議長(後藤友紀君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第46号について、委員長報告は原案を可決とするものがあります。

議案第46号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(後藤友紀君) 起立全員であります。よって、議案第46号 岐南町南町民センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

次に、陳第1号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

○議長（後藤友紀君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長のお許しをいただきましたので、陳情、北小学校のグラウンドの整備についての討論をします。

陳情たるものは、やはり議会側と、そしてやはり行政側とは違うわけでありまして、行政は予算をつけるかつかないかというのを判断するものであって、議会のほうはその予算をつけるかつかないやなくて、そういういろいろな諸問題が出てきたことに対して、その陳情を努力して解決するようにしてくださいという判断するのが議会ですね。だから、この陳情と言いながらでも、紹介議員がないだけのことでございまして、請願と変わらないということです。ないがしろに扱ってはならないという、そういうことも議員必携の中にも書いてありますので、議員の皆様方は当然お分かりになっております。

私は、委員の方々の中で聞きましたら、小学校側もPTAの方も何もやる必要ないというようなご意見でございました。現地も見ましたら、お一人のご老人の方が草を刈っておみえになられ、土の成分も見ましたら、やはり一番初め、昔ですよ、スプリンクラーを設置したときは幼稚園がなかったんです。通路の部分もなかった。北から南へ抜ける風がないために砂ぼこりも何も起きない。草の部分の成分を聞きましたら、腐葉土と混じった土でありまして、砂ではございません。当然そういうところであれば腐葉土でございまして、流れて水たまりが起きるわけがあります。これを改良しましたら、東小学校みたいにやると、30センチくらい削って土壌改良しておるです。よけいお金がかかる、何千万てね。昔の話ですね。運動会の砂ぼこりが舞って、でこぼこやったもんですから、東小。

だから、この北小学校だけではなくして、今後3つの小学校も中学校も含めて、やはりいろいろと調査研究の中で努力をするという、そういう意味での陳情というふうに私は解釈させていただきましたので、賛成をさせていただきます。

以上で終わります。

○議長（後藤友紀君） ほかに討論はありませんか。討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。陳第1号について、委員長報告は陳情を不採択とするものがあります。

陳第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（後藤友紀君） 起立多数であります。よって、陳第1号 北小学校グラウンドに関する陳情については、不採択となりました。

—————◇—————

閉議閉会

○議長（後藤友紀君） 以上をもって今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、本日の会議はこれをもって閉じ、2022年（令和4年）第4回定例会を閉会いたします。

午前10時34分 閉会

—————◇—————

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

後藤友紀

岐南町議会議員

岩田晴義

岐南町議会議員

長谷川 淳